ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

（削る）

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数）

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　１から８の５までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数）